平成２７年（フ）第９８号
長崎県諫早市小船越町11番地２、前住所長崎市大浜町982番地山口アパート
債務者　桑原久美子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長崎県五島市木場町697番地４、住民票上の前住所兵庫県川西市栄根２丁目２番15号101
債務者　武下　　瑛
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第１８９号
福岡県久留米市諏訪野町2536番地１　トーカン久留米駅東２キャステール701号、前住所福岡県久留米市東合川４丁目９番20―406号
債務者　中野　篤喜
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５４号
福岡県大川市大字荻島46番地アヴニールⅡ103号
債務者　清松　健司
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
岐阜県揖斐郡大野町大字上秋93番地６
債務者　長屋　智美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第３６０３号
大阪市西成区中開２丁目１番２号　グリーンマンション今宮　201号
債務者　川上　秀人
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５９号
大阪府交野市星田８丁目20番207号、前住所大阪府交野市妙見坂２丁目937番地の１
債務者　竹中　榮作
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２５号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目46番38―301号
債務者　小林　慎吾
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８９号
大阪市城東区古市１丁目２番28号　102
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２６号
大阪府吹田市垂水町３丁目７番10号　(105)、前住所大阪府吹田市桃山台５丁目１番Ｃ20―504号
債務者　谷岡知代子（旧姓赤谷）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４３号
大阪市生野区生野東４丁目９番19号
債務者　大峰　和子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４６号
大阪市阿倍野区阿倍野元町19番18号
債務者　吉岡　益治
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２０３号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ26―114号
債務者　宮田　　進
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２１号
大阪府東大阪市吉田５丁目１番21号　森内マンション　203号
債務者　濵本　美紀（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３２号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番６―306号
債務者　米澤加代子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３７号
大阪市北区末広町２―17　エステムコート梅田東アクアパレス401、住民票上の住所京都府木津川市南加茂台９丁目10番地８
債務者　佐藤　欣也
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２４０号
大阪市淀川区加島１丁目21番34号
債務者　田中　清子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部